

様式第2号(第7項関係)

応募資格に関する誓約書

青梅市長 宛て

所在地

称号または名称

代表者名

⑨

青梅市森林再生事業枝打ち業務実施委託事業者の登録申請に当たり、次の事項について相違ないことを誓約します。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびそれらの利益となる活動を行うものならびに青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年4月1日実施）別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ・ 法人にあっては法人都民税ならびに法人市町村民税（東京都23区内に事務所を有している法人を除く。）、固定資産税および都市計画税に、個人事業者にあっては市区町村民税、固定資産税および都市計画税に未納（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

別表

措置要件	停止期間
<p>1 有資格者である個人、有資格者である法人の役員または使用人が暴力団等である場合または暴力団等が有資格者の経営に実質的に関与している場合</p>	<p>停止措置の決定をした日から24月を経過し、かつ、措置要件のいずれにも該当しないと認められる日まで</p>
<p>2 有資格者である個人、有資格者である法人の役員または使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、または便宜を供与するなど、暴力団等の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められる場合</p>	
<p>3 有資格者である個人、有資格者である法人の役員または使用人が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められる場合</p>	
<p>4 前3項に掲げるもののほか、有資格者である個人、有資格者である法人の役員または使用人が、暴力団等と社会的に非難されるような関係を有していると認められる場合</p>	
<p>5 有資格者である個人、有資格者である法人の役員または使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各項のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められる場合</p>	
<p>6 有資格者である個人、有資格者である法人の役員または使用人が、要綱第5項第1号の勧告を受けた日から1年以内に再度勧告に相当する行為があった場合</p>	